

## 名張市地区計画の区域内における行為の届出に関する規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）及びこれに基づく命令に定めるもののほか、法第58条の2第1項又は第2項の規定による届出に関し、必要な事項を定める。

### (届出の方法)

第2条 法第58条の2第1項の規定による届出は、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「施行規則」という。）別記様式第11の2による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、施行規則第43条の9第2項各号に掲げる図書を添付しなければならないものとし、百合が丘地区地区整備計画区域の業務地区内において、公務員の宿舍等（共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿のうち、公務員等の宿舍、社宅、寮、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供するもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するもの又はその他社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供するものをいう。以下同じ。）の建築を行おうとする場合にあっては、施行規則第43条の9第2項第5号に掲げる図書として、その建築する建築物を公務員等の宿舍等の用途以外の用途に使用しない旨を確約する書面を添付しなければならないものとする。

3 前項の公務員等の宿舍等の用途以外の用途に使用しない旨を確約する書面の様式は、建築物の用途に係る確約書（別記様式）とする。

4 法第58条の2第2項の規定による届出は、施行規則別記様式第11の3による変更届出書を提出して行うものとする。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、第2項中「前項」とあるのは「第4項」と読み替えるものとする。

### (その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、法第58条の2第1項又は第2項の規定による届出に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この規則は、名張市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（令和元年条例第13号）の施行の日から施行する。

別記様式（第2条関係）

年 月 日

名張市長

宛て

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

印

建築物の用途に係る確約書

この度、百合が丘地区地区整備計画区域の業務地区内に建築する下記の建築物は、公務員の宿舎等の用途にのみ使用するものとし、当該用途以外の用途に変更して使用しないことを確約します。

記

建築場所	名張市				
建物名称（※1）					
主要用途				区分（※2）	
構造	造	階数	階	最高高さ	m
敷地面積	m <sup>2</sup>	建築面積	m <sup>2</sup>	延べ面積	m <sup>2</sup>
利用開始予定日	年 月 日				

（※1）建物名称がない場合は、記入不要。

（※2）区分は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別紙の表の用途を示す記号を記入してください。

（注）上記の「公務員の宿舎等」とは、共同住宅、長屋、寄宿舍又は下宿のうち、公務員等の宿舎、社宅、寮、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供するもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するもの又はその他社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供するものをいいます。